

■特別徴収の納付方法例

①平成21年度に公的年金に係る所得から算定される税額が12,000円の場合
平成21年度の納め方

徴収の方法	普通徴収 (自分で納付)		特別徴収 (年金から徴収)		
	納付月	6月	8月	10月	12月
税 額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
		3,000円	3,000円	2,000円	2,000円

②平成22年度に公的年金に係る所得から算定される税額が15,000円の場合
平成22年度の納め方

徴収の方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	納付月	4月	6月	8月	10月	12月
税 額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を 差し引いた額の3分の1		
		2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円

税

TAX

公的年金からの住民税
特別徴収(引き落とし)が始まります

公的年金受給者の納税の利便性を
向上するため、平成21年10月支給年

●対象の方

平成20年中に公的年金などの支払
いを受け、平成21年4月1日におい

金から市民税、県民税の特別徴収(年
金特徴)が始まります。年金からの
特別徴収が開始されても年間税額の
納付方法が従来と一部変更になるだ
けで、年間税負担額が増えるわけ
はありません。

●年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出さ
れた税額が公的年金から徴収されま
す。年金特徴対象の方には、市から
通知書を送付します(6月中旬発送
予定)。この通知書は、普通徴収で
納付していただく分と、年金から特
別徴収される分が併記されていま
す。特別徴収予定の金額を納税通知
書で確認してください。

■あいち森と緑づくり税が
導入されます

▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

森と緑は、環境保全や災害防止等
の公益的機能を有していますが、森
林の荒廃や都市の緑の減少に伴い公
益的機能が低下しています。そのた
め、愛知県では平成21年度から「あ
いち森と緑づくり税」を導入
し、その税
収を森と緑の
ための新たな
施策の財源に
あて「山から



街まで緑豊かな愛知」の実現を目指
します。

■あいち森と緑づくり税

個人県民税の納税義務者に、平成
21年度課税分より現行の1000円
の均等割に新たに年額500円が加
算されます。

▼東三河県税事務所
☎(0532)54局5111

●市民税に関すること

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

■個人市県民税均等割額

種 別	平成20年度まで	平成21年度から
県民税 均等割額	1,000円	1,500円
市民税 均等割額	3,000円	3,000円
合 計	4,000円	4,500円